

石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年3月
(平成29年3月変更)
(令和2年3月変更)

石 川 県

「石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」目次

第1章	PCB廃棄物処理計画策定の目的	1
1	計画策定の背景	
(1)	ポリ塩化ビフェニルの歴史	
(2)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の経緯	
(3)	PCB廃棄物の広域処理体制について	
2	今回の計画変更の趣旨	
3	計画の目的及び期間	
(1)	目的	
(2)	期間	
4	計画策定の基本的方向	
第2章	PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	8
1	PCB廃棄物の保管量	
(1)	高濃度PCB廃棄物	
(2)	低濃度PCB廃棄物	
2	PCB使用製品の使用の状況	
(1)	高濃度PCB使用製品	
(2)	低濃度PCB使用製品	
3	処分量の見込み	
第3章	PCB廃棄物の処理体制	14
1	処理施設の整備	
(1)	我が国におけるPCB廃棄物処理体制	
(2)	県内に保管・所有されているPCB廃棄物・PCB使用製品の処理	
2	処理体制の確保のための方策	
(1)	収集運搬の安全性の確保	
(2)	効率的な広域処理体制の確保	
(3)	北海道事業への搬入方針等	
第4章	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進方策	20
1	県及び金沢市の役割	
(1)	PCB廃棄物等の実態把握	
(2)	適正処理推進のための監視、指導等	
(3)	高濃度PCB廃棄物の処理に対する支援	
(4)	関係機関との連携	
(5)	情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策	
2	保管事業者の役割	
3	所有事業者の役割	
4	収集運搬業者の役割	
5	その他関係者の役割	
第5章	その他必要な事項	32
1	北海道広域処理施設が立地する地元地方公共団体への協力	
2	使用中の低濃度PCB使用製品に係る必要な制度的措置	
3	不法投棄の未然防止対策	
4	広域的な連携によるリサイクルの推進	

第1章 PCB廃棄物処理計画策定の目的

1 計画策定の背景

(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、電気絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、変圧器やコンデンサー用の絶縁油、熱媒体、感圧複写紙など幅広い分野で使用されてきた。

我が国においては、昭和20年代半ばから輸入が開始され、昭和29年以降、国内で本格的に生産されるようになり、昭和47年に製造中止されるまでに約59,000トンが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用されてきた。そのうち約3分の2が変圧器等の電気機器に使用されていたと考えられている。

PCBは、脂肪に溶けやすい性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。PCBが大きくとりあげられる契機となった事件として、カネミ油症事件がある。米ぬか油（ライスオイル）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられたPCBが混入したことが原因で、昭和43年10月、西日本を中心に米ぬか油による食中毒が発生し、当時の患者数は約13,000名に上ったと言われている。

このような状況から、昭和47年には国の行政指導によりPCBの新たな製造はなくなり、昭和48年には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）が制定され、昭和49年6月から製造、輸入及び使用が原則禁止されるに至った。

このように、PCBの製造、輸入及び使用の禁止については、法が整備されたが、法規制以前に製造又は輸入がされたPCBの処理が残された課題となった。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の経緯

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理については、昭和62年から平成元年にかけて一部の製造者において、高温焼却法により国内初の処理が行われた。これ以降、PCB廃棄物の広域処理に向けて民間主導による焼却処理施設の設置が検討されたが、カネミ油症事件が国民に与えた心理的な影響や、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念から、いずれも実現に至らなかった。このため、我が国においては、約30年にもわたってPCB廃棄物の長期保管が続いているため、紛失や行方不明になった変圧器等が判明し、環境汚染の進行が懸念されてきた。

国際的にも、PCBが全く使用されてこなかった北極圏において人体や動物への汚染が報告されたことなどを背景として、平成13年5月に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）が採択された。この条約では、PCBに関し、令和7年までの使用の全廃、令和10年までの適正な処分が定められ、欧米諸国ではその処理が既に進められている。

我が国においてもPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が公布され、同年7月から施行された。その後、平成15年4月に、同法に基づき、全国的なPCB廃棄物の施設整備の方向性を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）が策定され、我が国におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、同法に定める期限（平成28年7月14日）までに、確実かつ適正な処理の推進を図ることとされた。

この法律の施行により、PCB廃棄物の保管事業者（以下「保管事業者」という。）は、

毎年度、石川県知事又は金沢市長に保管等の状況を届出するとともに、平成 28 年 7 月までに適正に処分することが義務づけられた。その義務を履行するため、早期に処理施設が設けられる必要があることから、国は日本環境安全事業株式会社（国の全額出資による特殊会社：現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。））を活用して、全国 5 か所の拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 16 年に北九州事業所で最初に処理が始まり、平成 17 年に豊田事業所、東京事業所、平成 18 年に大阪事業所、平成 20 年に北海道事業所で順次、処理が始まった。（各事業所については、平成 26 年 12 月に「PCB 処理事業所」に名称を変更。）

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による PCB 廃棄物の処理は、処理対象物の多様性・複雑性や作業者の安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初予定していた平成 28 年 3 月までの処理事業の完了が困難な状況となった。

また、国は、PCB 廃棄物処理基本計画策定後 10 年が経過したことを契機に、平成 23 年 10 月、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、今後の PCB 廃棄物の適正処理推進策について検討した結果、POPs 条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体の PCB 廃棄物を処理するためには、JESCO 各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、国は、その後、処理施設立地自治体に対して、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了予定時期を延長することについて、検討要請を行い、各自治体の受諾を得て、平成 26 年 6 月に PCB 廃棄物処理基本計画を変更した。

当該計画においては、保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限として「計画的処理完了期限」が設けられるとともに、計画的処理完了期限の後に、「事業終了準備期間」が設けられた。

この計画的処理完了期限及び事業終了準備期間は、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであり、その達成に向けてあらゆる努力を払うことが必要である。しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、国においては、PCB 特措法の一部を改正（平成 28 年法律第 34 号。平成 28 年 8 月 1 日施行）し、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（PCB 特措法第 10 条第 1 項の規定に基づく、計画的処理完了期限の 1 年前の日まで。以下同じ。）を設定し、この処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付け、あわせて都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化、高濃度 PCB 廃棄物の処分の代執行等を規定した。

また、国は、計画的処理完了期限までの一日も早い処理完了に向けて、保管事業者や国、地方公共団体など関係者が一丸となってこの問題を解決するという認識の下、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的・計画的に推進するため、平成 28 年 7 月 26 日に PCB 廃棄物処理基本計画の改正を閣議決定した。

さらには、PCB 特措法の改正と併せて、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）及び電気関係報告規則）等の改正により、電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品について、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされ、電気事業法の枠組みを最大限活用しながら PCB 特措法と連携して規制を行うこととされた。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことから、国では、焼却実証試験を行い、その試験結果を踏まえ、平成21年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）」において無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。以下同じ。）が追加され、平成22年から当該制度を活用した低濃度PCB廃棄物の処理が始まった。その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても焼却実証試験が行われ、当該試験結果を踏まえ、PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物についても無害化処理認定制度の対象に追加され、平成25年2月からこれらについても安全かつ円滑に処理が行われてきており、焼却処理の実績が蓄積されてきている。さらに、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg程度のもも存在し、こうした汚染物等が大量に発生する事案があることや、これらの継続的な調査によって、処理対象物が更に増加していく可能性があることから、PCB濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kg程度の可燃性の汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、令和元年12月にこれらの汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加されたところである。このほか、低濃度PCB廃棄物に該当する柱上変圧器については、平成13年から電力会社が自社処理に取り組んでいる。

（3）PCB廃棄物の広域処理体制について

国は、PCB特措法に基づき、平成15年4月に全国的なPCB廃棄物の施設整備の方向を明らかにするPCB廃棄物処理基本計画を策定し、全国5カ所における高濃度PCB廃棄物の広域処理事業を打ち出した。

この時点において拠点的広域処理施設の立地の目処の立っていなかった東北、北関東、北陸及び甲信越の15県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県。以下「15県」という。）の高濃度PCB廃棄物の処理について、平成15年11月に、国から、既に処理施設の立地が確定していた北海道及び室蘭市に対し、北海道と15県を併せた地域を対象とする事業地域拡大の要請が行われた。

県としても、県内の高濃度PCB廃棄物の処理について、国、富山県、福井県等とともに、北陸地区での拠点的広域処理施設の立地を目指したものの見通しが立たなかったことから、平成16年1月に、北海道に対して、北海道室蘭市内において整備される処理施設での受入を要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市内においては二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内PCB廃棄物の処理を行うにあたり、様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全方策の推進により、安全性は確保されるとの考えを基本とし、更に、北海道や室蘭市が考える処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、平成16年3月に安全性を確保するための受入条件の承諾を前提として、国からの要請や県からの要望を受諾した。

これを受け国は、平成16年5月にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、北海道において行うPCB廃棄物の広域処理事業（以下「北海道事業」という。）の対象地域を北海道及び15県とした。

また、平成16年7月には、北海道、室蘭市及び15県からなる「北海道PCB廃棄物処

理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）が設置され、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、高濃度PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとなった。

北海道事業では、大型変圧器等（高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの。以下同じ。）、大型コンデンサー等（高濃度のPCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの。以下同じ。）、廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油。以下同じ）（これらを「大型変圧器・コンデンサー等」と総称する。）を処理する施設が平成20年5月に、安定器及び汚染物等（高濃度のPCBを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB汚染物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたもの。以下同じ。）を処理する施設が平成25年9月にそれぞれ操業を開始した。その後、平成25年10月、国は、PCB廃棄物処理基本計画の見直しに際し、北海道及び室蘭市に対して、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）に保管されている安定器及び汚染物等（東京事業における処理対象物を除く。）の処理を行うことや事業の処理完了予定時期を延長することなどについて、要請した。

北海道では、室蘭市とともに要請内容について検証を行うとともに、住民説明会を開催するなどして検討を行い、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提として、平成26年4月、国からの要請を受諾した。また、北海道事業においては、平成26年6月の国のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、北海道事業の計画的処理完了期限は、大型変圧器・コンデンサー等が令和4年度末、安定器及び汚染物等が令和5年度末とされた。また、平成28年4月から1都3県の安定器及び汚染物等の処理が開始された。

2 今回の計画変更の趣旨

国において、環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大について、令和元年12月に関係法令を改正するとともに、PCB廃棄物処理基本計画を変更したことを踏まえ、本県としても本処理計画を変更するものである。

3 計画の目的及び期間

(1) 目的

石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「石川県PCB廃棄物処理計画」という。）は、PCB特措法第7条の規定により、国のPCB廃棄物処理基本計画に即して定めるものである。

石川県PCB廃棄物処理計画は、北海道及び関係都県が、共同でPCB廃棄物の処理を進めるという認識のもと、県内におけるPCB廃棄物の処理を計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、早期処理完了に向け、確実かつ適正な処理を推進することを目的とする。

なお、石川県PCB処理計画は、拠点的広域処理施設が立地する北海道の「北海道PCB廃棄物処理計画」を踏まえて策定する。

石川県PCB廃棄物処理計画と国のPCB廃棄物処理基本計画等との関係は、図1のように図示される。

(2) 期間

石川県PCB廃棄物処理計画は、平成18年度を初年度とし、PCB特措法に定めるPCB

廃棄物の処分の期限である令和9年3月までの間を計画期間とする。

4 計画策定の基本的方向

ア 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、JESCOが北海道室蘭市内に設置された拠点的広域処理施設（以下「北海道広域処理施設」という。）において、次の期日までに処理する。

① 大型変圧器・コンデンサー等は、令和4年3月31日

② 安定器及び汚染物等は、令和5年3月31日

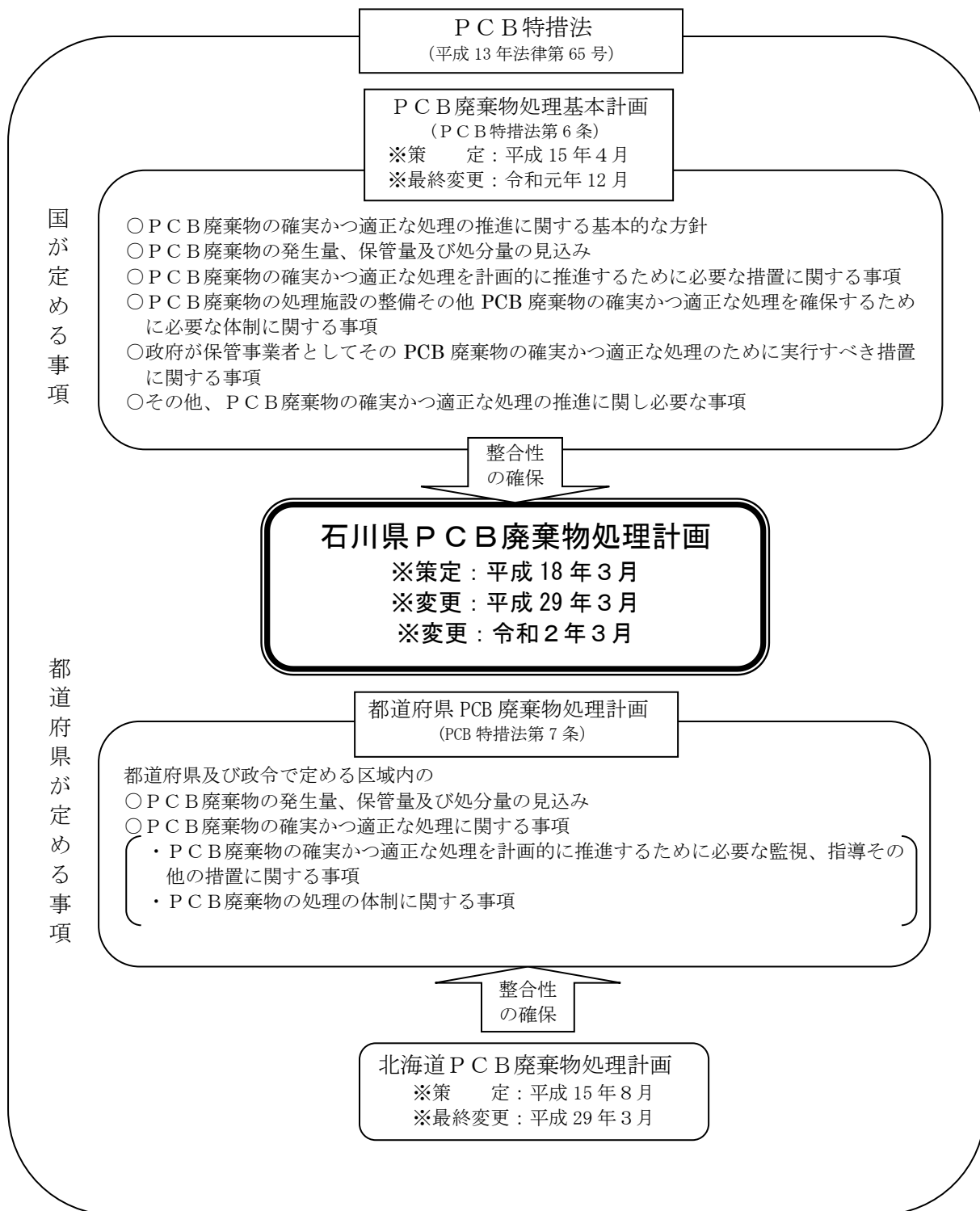
ただし、特例処分期限日（処分期間の末日から起算して1年を経過した日）の適用を受けた場合は、特例処分期限日までに処理する。

イ 低濃度PCB廃棄物は、環境大臣による無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設において、令和9年3月31日までに処理する。

ウ 北海道広域処理施設の運転に伴う環境監視や情報の提供について、北海道、室蘭市及び関係都県が連携した取り組みを行う。

エ 北海道広域処理施設の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、北海道、室蘭市及び関係都県が連携して収集運搬体制の整備を図る。

図1 石川県PCB廃棄物処理計画と国のPCB廃棄物処理基本計画等との関係



関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第7条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 PCB廃棄物の保管量

PCB特措法の対象となるPCB廃棄物とは、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものとされている。

(PCB特措法第2条第1項)

これらPCB廃棄物を保管し、又は処分する事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管等の状況を都道府県知事又はPCB特措法第26条1項の政令で定める市の市長（県内では金沢市長が該当）（以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならないこととなっている。（PCB特措法第8条第1項（法第15条において読み替えて準用する場合を含む。））

(1) 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物とは、次のものをいう。（PCB特措法第2条第2項）

- ① PCB原液が廃棄物となったもの
- ② PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの
- ③ PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの重量の割合が、環境省令で定める廃棄物の種類の区分に応じ、それぞれ環境省令で定める数値（下表）を超えるもの

環境省令で定める廃棄物の種類の区分	環境省令で定める数値
汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちPCBを含む部分1kgにつき100,000mg
廃プラスチック類のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類1kgにつき100,000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物1kgにつき5,000mg

石川県知事及び金沢市長に届け出された平成31年3月31日現在の高濃度PCB廃棄物の保管状況については、表1-1のとおりである。

これらの機器のうち高圧変圧器、高圧コンデンサーは、PCB特措法の制定前、旧通商産業省、（財）電気絶縁物処理協会（平成13年11月解散）等により実態把握が進められてきたものである。

安定器については、学校、工場等の事業用の蛍光灯や水銀灯等に使用されていたものである。機器の性質上、不特定の事業場に販売されてきたため、正確な実態を把握するために、関係団体等を通じて、法の周知を徹底するなどにより、保管等の状況の届出を行っていない事業者の把握等に努めている。

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物については、絶縁油にPCBを使用していないとする変圧器、コンデンサーなど重電機器等のうち、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むものなどで、近年、数多く存在することが明らかになってきた。

また、PCB濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kgまでの塗膜、感圧複写紙、汚泥をは

じめとする可燃性の汚染物等が令和元年12月から新たに追加された。

石川県知事又は金沢市長に届け出された平成31年3月31日現在の低濃度PCB廃棄物の保管状況については、表1-1のとおりである。低濃度PCB廃棄物に該当することが確認された電気機器やPCB汚染物については、石川県知事又は金沢市長に届け出るよう周知、指導を行ってきている。

2 PCB使用製品の使用の状況

ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「PCB使用製品」という。）については、将来的には必ず廃棄物となることから、PCB使用製品の所有事業者（以下「所有事業者」という。）に対してもその製品の使用状況について届出を行うよう協力を求めてきたところである。

さらに、電気事業法電気関係報告規則（昭和40年通産省令第54号）では、PCBを絶縁油に使用する電気工作物の設置状況について中部近畿産業保安監督部長に届出を行うことが義務づけられている。県及び金沢市は、同部北陸産業保安監督署から、この届出に関する情報提供を得て、PCB特措法に基づく届出内容と突き合わせて実態把握に努めている。

（1）高濃度PCB使用製品

高濃度PCB使用製品とは、次の製品をいう。（PCB特措法第2条第4項）

- ① PCB原液
- ② PCBを含む油のうち、これに含まれているPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの
- ③ PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの重量の割合が、環境省令で定める製品の種類の区分に応じ、それぞれ環境省令で定める数値（下表）を超えるもの

環境省令で定める製品の種類の区分	環境省令で定める数値
紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちPCBを含む部分 1kgにつき100,000mg
プラスチックにPCBが付着し、又は封入された製品	当該製品1kgにつき100,000mg
金属、ガラス、陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物1kgにつき5,000mg

平成31年3月31日現在の高濃度PCB使用製品の使用状況については、表1-2のとおりである。

平成28年のPCB特措法改正により、高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物を除く。）を所有する事業者は、処分期間内に、その高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物を除く。）を廃棄することが義務付けられた。（PCB特措法第18条第1項）

また、毎年度、その高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物を除く。）の廃棄の見込み等を、都道府県知事等に届け出ることが義務付けられた。（PCB特措法第8条第1項（法第19条において読み替えて準用するもの））

（2）低濃度PCB使用製品

高濃度PCB使用製品以外のPCB使用製品（以下「低濃度PCB使用製品」という。）の使用状況については、表1-2のとおりである。

なお、電力会社が県内で使用していた柱上トランスは、全て廃棄され、電力会社の処理施設で処理されている。

3 処分量の見込み

処分量の見込みは、PCB廃棄物等の保管及び処分状況等の届出に基づき、現在のPCB廃棄物の保管量（表1-1）に、今後PCB廃棄物となるPCB使用製品の使用量（表1-2）を加えたもので、表1-3のとおりである。

なお、PCB廃棄物となるものが新たに把握された場合には、順次、処分量の見込みに加えることとする。

表 1-1 PCB廃棄物の保管状況（石川県全域）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

濃度区分	廃棄物の種類	石川県 (金沢市除く)		金沢市		合計	
		保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量
高濃度	変圧器	2	5 台	2	2 台	4	7 台
	コンデンサー(3kg 以上)	98	126 台	31	51 台	129	177 台
	コンデンサー(3kg 未満)	7	31 台	9	1,026 台	16	1,057 台
	柱上変圧器	0	0 台	0	0 台	0	0 台
	安定器	58	4,644 個	48	6,228 個	106	10,872 個
	PCB を含む油	1	30 kg	2	100 kg	3	130 kg
	感圧複写紙	0	0 kg	1	117 kg	1	117 kg
	ウエス	1	0 kg	2	292 kg	3	292 kg
	OF ケーブル	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	汚泥	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	塗膜	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	その他の機器	0	0 台	3	71 台	3	71 台
	その他	5	8,978 kg	6	240 kg	11	9,218 kg
低濃度	変圧器	135	315 台	55	129 台	190	444 台
	コンデンサー(3kg 以上)	56	136 台	22	84 台	78	220 台
	コンデンサー(3kg 未満)	7	1,789 台	9	879 台	16	2,668 台
	柱上変圧器	0	0 台	1	1 台	1	1 台
	安定器	6	89 個	11	1,375 個	17	1,464 個
	PCB を含む油	16	6,943 kg	10	11,154 kg	26	18,097 kg
	感圧複写紙	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	ウエス	6	1,176 kg	7	2,457 kg	13	3,633 kg
	OF ケーブル	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	汚泥	0	0 kg	1	312 kg	1	312 kg
	塗膜	2	3,100 kg	0	0 kg	2	3,100 kg
	その他の機器	51	162 台	46	247 台	97	409 台
	その他	22	18,190 kg	11	274,055 kg	33	292,245 kg

(備考) ・ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（変圧器（トランス）、コンデンサー（3kg 以上）、コンデンサー（3kg 未満）、柱上変圧器（柱上トランス）、安定器、その他の機器）が台数又は個数で計上できないもの、PCB 等（PCB を含む油、感圧複写紙、ウエス、OF ケーブル、汚泥、塗膜、その他）が重量や体積で計上できないものについては、事業場数のみ計上した。
 ・また、PCB 等については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1L=1kg して重量に換算して集計した。
 ・コンデンサー（3kg 未満）のうち届出時に台数の情報がなく重量の情報が掲載されているものについては、0.22kg を 1 台と仮定して算出した。また安定器についても同様に、届出時に個数の情報がなく重量の情報が掲載されているものについては、2.12kg を 1 個と仮定して算出した。

表 1-2 PCB使用製品の使用状況（石川県全域）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

濃度区分	廃棄物の種類	石川県 (金沢市除く)		金沢市		合計	
		使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量
高濃度	変圧器	0	0 台	1	1 台	1	1 台
	コンデンサー(3kg 以上)	6	8 台	10	10 台	16	18 台
	コンデンサー(3kg 未満)	0	0 台	0	0 台	0	0 台
	柱上変圧器	0	0 台	0	0 台	0	0 台
	安定器	12	119 個	11	568 個	23	687 個
	PCB を含む油	0	0 kg	1	0 kg	1	0 kg
	感圧複写紙	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	ウエス	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	OF ケーブル	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	汚泥	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	塗膜	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	その他の機器	0	0 台	0	0 台	0	0 台
	その他	0	0 kg	2	2 kg	2	2 kg
低濃度	変圧器	115	214 台	40	94 台	155	308 台
	コンデンサー(3kg 以上)	9	10 台	10	13 台	19	23 台
	コンデンサー(3kg 未満)	0	0 台	0	0 台	0	0 台
	柱上変圧器	0	0 台	0	0 台	0	0 台
	安定器	1	459 個	7	273 個	8	732 個
	PCB を含む油	0	0 kg	2	0 kg	2	0 kg
	感圧複写紙	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	ウエス	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	OF ケーブル	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	汚泥	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	塗膜	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
	その他の機器	20	36 台	21	239 台	41	275 台
	その他	2	95 kg	2	34,807 kg	4	34,902 kg

表 1-3 PCB廃棄物の処分量の見込み（石川県全域）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

濃度区分	廃棄物の種類	保管量	発生量 (使用量)	処分量の見込み (計)
高濃度	変圧器	7 台	1 台	8 台
	コンデンサー(3kg 以上)	177 台	18 台	195 台
	コンデンサー(3kg 未満)	1,057 台	0 台	1,057 台
	柱上変圧器	0 台	0 台	0 台
	安定器	10,872 個	687 個	11,559 個
	PCB を含む油	130 kg	0 kg	130 kg
	感圧複写紙	117 kg	0 kg	117 kg
	ウエス	292 kg	0 kg	292 kg
	OF ケーブル	0 kg	0 kg	0 kg
	汚泥	0 kg	0 kg	0 kg
	塗膜	0 kg	0 kg	0 kg
	その他の機器	71 台	0 台	71 台
	その他	9,218 kg	2 kg	9,220 kg
低濃度	変圧器	444 台	308 台	752 台
	コンデンサー(3kg 以上)	220 台	23 台	243 台
	コンデンサー(3kg 未満)	2,668 台	0 台	2,668 台
	柱上変圧器	1 台	0 台	1 台
	安定器	1,464 個	732 個	2,196 個
	PCB を含む油	18,097 kg	0 kg	18,097 kg
	感圧複写紙	0 kg	0 kg	0 kg
	ウエス	3,633 kg	0 kg	3,633 kg
	OF ケーブル	0 kg	0 kg	0 kg
	汚泥	312 kg	0 kg	312 kg
	塗膜	3,100 kg	0 kg	3,100 kg
	その他の機器	409 台	275 台	684 台
	その他	292,245 kg	34,902 kg	327,147 kg

（備考）事業場数：697

第3章 PCB廃棄物の処理体制

1 処理施設の整備

(1) 我が国におけるPCB廃棄物処理体制

PCBの処理技術については、電気事業者、環境プラントメーカー等を中心にいくつかの新しい技術が開発されてきた。国においては、これらの新技術の安全性を確立してPCB廃棄物の処理に利用できるものとするため、関係省庁が連携して技術実証試験等を重ね、各分野の専門家による技術評価が行われてきた。その結果、平成10年以降、廃棄物処理法の処理基準において、従来から認められてきた高温焼却による処理方式に加え、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法及びプラズマ分解法がPCBの分解技術として認められてきている。

上記のPCB廃棄物の処理技術が確立されたこと、POPs条約が批准されたこと、PCB特措法が制定されたことなどを受け、国は、地方公共団体と調整を行いつつ地域住民の理解を得て、JESCOを活用して、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が効率的に推進するため、全国に拠点的広域処理施設の整備を進めてきた。平成13年11月に北九州市に西日本17県分を処理する北九州事業が我が国で最初に認可され、その後、愛知県豊田市における豊田事業、東京事業が認可され、平成15年2月19日には大阪事業と同時に室蘭市における北海道事業が認可された。その後、処理対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については、平成16年6月30日、環境大臣から、JESCOの「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備された。

その後、国では、日本全体の高濃度PCB廃棄物を計画的かつ早期に処理するため、これまでに整備された拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築することとし、拠点的広域処理施設における処理対象物及び事業の時期等を定め、処理の促進を図ることとした。(表4)

大型変圧器・コンデンサー等のうち、各拠点的広域処理施設において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の拠点的広域処理施設の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理を可能とするため、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各拠点的広域処理施設の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとされた。

また、安定器及び汚染物等については、北九州及び北海道の拠点的広域処理施設の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器及び汚染物等(大阪、豊田及び東京の拠点的広域処理施設において処理可能なものを除く。)の処理を行うこととされた。

こうした取組により、全国に保管されている大型変圧器・コンデンサー等、安定器及び汚染物等の処理を計画的に進めることが可能な処理体制が整備されることとなったため、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、表4に掲げる計画的処理完了期限を設けるとともに、把握されていないPCB廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、表4に掲げる事業終了準備期間を設けた。さらに、計画的処理完了期限を確実に達成するために、表4に掲げる処分期間を設けた。

また、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣による無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設において、令和9年3月31日までに処理することとした。なお、国では、平成26年度から低濃度PCB使用製品に係る課電自然循環洗浄法の適用を可能にする手順書を策定するとともに、絶縁油の抜油後の筐体等の安全かつ合理的な処理方策の検討

に着手している。

表4 全国における拠点的広域処理施設の概要

事業名 (実施場所)	処理対象物	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	処分期間	事業の時期	
						計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン/日(PCB分解量)	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日	平成31年4月1日から令和4年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域(大阪PCB事業所及び豊田PCB事業所における処理対象物を除く。)		10.4トン/日(安定器及び汚染物等の量)	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日(PCB分解量)	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			令和3年3月31日まで	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日(PCB分解量)	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			令和4年3月31日まで	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
東京 (東京都江東区青梅3丁目地先)	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン/日(PCB分解量)	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域(小型電気機器の一部に限る。)	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		令和4年3月31日まで	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市仲町)	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン/日(PCB分解量)	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域(東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		12.2トン/日(安定器及び汚染物等の量)	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

関係法令（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第6条の5

1（略）

2 特別管理産業廃棄物の処分（略）又は再生に当たっては（略）次によること。

イ～ハ（略）

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ホ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

へ ポリ塩化ビフェニル処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ト～チ（略）

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

（平成4年7月3日付け厚生省告示第194号） 1～5、7～13（略）

6（略）廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ニ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

へ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）

(2) 県内に保管・所有されているPCB廃棄物・PCB使用製品の処理

ア 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

県内の高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、北海道広域処理施設において処分する。

事業名 (実施場所)	処理対象物	施設能力	処分期間	事業の時期	
				計画的処理完了 期限	事業終了準備 期間
北海道 (北海道室蘭 市仲町)	大型変圧器・ コンデンサー等	1.8 トン/日 (PCB分解 量)	令和4年3月31 日まで	令和5年 3月31日	令和5年 4月1日から 令和8年 3月31日まで
	安定器及び 汚染物等	12.2 トン/日 (安定器及び汚 染物等の量)	令和5年3月31 日まで	令和6年 3月31日	令和6年 4月1日から 令和8年 3月31日まで

イ 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品

県内の低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品については、環境大臣による無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設において処分する。（令和元年12月17日現在の無害化処理認定施設及び許可施設の数：39業者、うち県内に1業者）

また、北陸電力株式会社の所有する柱上変圧器については、日本海環境サービス株式会社の処理施設（富山県富山市草島（富山火力発電所内））において処分する。

2 処理体制の確保のための方策

(1) 収集運搬の安全性の確保

ア 高濃度PCB廃棄物

PCB廃棄物の適正処理を推進していくためには、北海道広域処理施設の安全性の確保に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性の確保が重要である。

国では、保管事業者や収集運搬業者が、廃棄物処理法及び関係法令に定められているPCB廃棄物の収集運搬に係る基準等を遵守するために、必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月（平成23年8月改訂））」を策定した。

<PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン>

平成16年3月（平成23年8月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

（主な内容）

- ・収集運搬について
 - ①事前調査・委託契約、②収集・運搬の方法、③表示・標識、④携行書類
- ・運搬容器について
 - ①運搬容器の基準、②種類、③検査、④選定、⑤再使用、⑥維持管理
- ・安全管理及び運行管理について
 - ①安全管理の体制、②収集・運搬従事者の教育、③運搬計画、④運行管理、⑤届出
- ・緊急時の対策について
 - ①事故の未然防止、②緊急連絡体制、③緊急時の措置 等

保管事業者や収集運搬業者は、当該ガイドラインを基本とし、北海道がPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として策定した「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領（平成18年12月（平成27年8月改訂））」等を踏まえ、積み込み・積下し等の収集運搬の各段階の安全性の確保に努めることとする。

また、本県から北海道室蘭市までの運搬距離は長く、また、冬期間の凍結路面による輸送リスクもあることから、収集運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について、北海道、室蘭市及び関係都県が協議、調整を行い、必要な情報の共有を図るとともに、連携して収集運搬の状況の監視・指導や緊急時の対応を行うこととする。

更に、輸送事故による環境への影響をできるだけ少なくするため、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、GPS等を利用した位置確認システムの導入など適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用など漏洩防止対策が講じられることとする。

イ 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物の環境大臣による無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設への収集運搬についても、高濃度PCB廃棄物の収集運搬と同様に、安全性の確保は重要である。

このため、保管事業者又は収集運搬業者は、低濃度PCB廃棄物の収集運搬に係る基準として、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の収集運搬等の基準及びその基準を遵守するために国が必要な事項を具体的に示した「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成25年6月（令和元年12月改訂））に基づき、安全性の確保に努めることとする。

(2) 効率的な広域処理体制の確保

北海道事業の処理対象区域は、北海道及び 15 県、さらに新たに加わった 1 都 3 県（安定器及び汚染物等が対象）と広大であることから、各地域で保管又は使用されている高濃度 PCB 廃棄物を効率的に収集運搬、処理することが必要である。このため、北海道、室蘭市及び関係都県が連携し、次のとおり、保管事業者及び所有事業者の十分な理解のもとに高濃度 PCB 廃棄物の計画的かつ効率的な処理体制を確保する。

ア 処分期間や計画的処理完了期限を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、本県も参加する広域協議会での協議、調整を経て策定される北海道 PCB 廃棄物処理実施計画（以下「北海道処理実施計画」という。）を踏まえ、計画的に処理を行う。

イ 北海道処理実施計画については、県が速やかに公表するとともに、保管事業者及び所有事業者に対し、説明会を開催するなどして、処理に向けての十分な事前の周知及び指導を行う。

ウ なお、北海道処理実施計画に基づいて処理することを基本とするが、保管状況等によって早期の処理が必要な場合や大型 PCB 機器の搬入など北海道広域処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、北海道処理実施計画外でも収集運搬、処理ができるものとする。

（3）北海道事業への搬入方針等

国の PCB 廃棄物処理基本計画において、都道府県は計画的な処理を確保するために、関係する都道府県及び J E S C O との調整を行うとともに、拠点的広域処理施設への計画的な搬入のための方針を策定することと定められている。

県では、大型変圧器・コンデンサー等、安定器及び汚染物等について、搬入方針及び運搬方法を次のとおりとする。

ア 搬入方針

- ① 長期保管に課題のある廃業した中小企業者等からの搬入を優先的に進める。
- ② 同じ市町に所在する保管事業者からは、一括して収集運搬するなど、効率的な搬入を図る。
- ③ 大型変圧器等及び大型コンデンサー等を 10 台以上保有する事業場を有する事業者（以下「多量保管事業者」という。）は、J E S C O と連絡調整のうえ、自社の処理計画を策定し、石川県知事又は金沢市長に提出するとともに、計画的に搬入する。
- ④ 以上を踏まえつつ、具体的な搬入量等については、広域協議会で策定された処理実施計画を踏まえ、J E S C O と協議して定めるものとする。

イ 石川県から北海道室蘭市までの運搬方法

北海道室蘭市までの運搬にあたっては、鉄道と船舶を用いる二つの方法があるが、冬期間の安全性の確保及び運搬費用等を考慮して鉄道によるコンテナ輸送を基本とする。

なお、保管事業者が収集運搬を委託する場合には、県内の保管事業場から室蘭市内の広域処理施設までの全ての運搬区間について、責任の所在を明確にしておく必要がある。

ウ 収集運搬における積替え・保管施設の確保

効率的な収集運搬にあたっては、トラックから鉄道コンテナへの積替えと保管のための施設の確保が不可欠となる。このため、積替え・保管施設は、安全性の確保を前提に、県内の保管事業場の分布及び受入側である広域処理施設の処理能力及び保管量を考慮しながら、収集運搬業者による積替え・保管施設の整備を推進する。

エ 県内での運搬経路

保管事業場から金沢貨物ターミナル駅等までの運搬経路は、安全かつ効率的に運搬できるルートを採用し、幹線道路（高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町

道)を優先的に使用する。

オ 緊急時の連絡体制

収集運搬時及び積替え・保管施設での事故等に備え、県、市町、警察、消防等の関係機関、収集運搬業者及びJESCOが連携し、迅速かつ適切な対応が取れるよう、緊急連絡体制を整備する。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進方策

PCB廃棄物の適正処理にあたっては、その性状や、長期間にわたって保管が続いてきたこと等の事情に鑑み、次の各事項に従って推進するとともに、通常の廃棄物の処理以上に各関係者が連携して取り組むことが必要である。

1 県及び金沢市の役割

(1) PCB廃棄物等の実態把握

都道府県等は、PCB廃棄物及びPCB使用製品（以下「PCB廃棄物等」という。）の状況を把握する責務を有するとされている。（PCB特措法第5条第2項）これを受け、県及び金沢市は、引き続きPCB廃棄物等の状況の把握のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

ア PCB特措法第8条の規定によりPCB廃棄物等の保管及び処分の状況等を届出している保管事業者及び所有事業者に対し、毎年、PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の提出期限の周知及び届出書様式の送付を行い、保管事業者及び所有事業者が毎年度の届出を確実にを行うよう指導を徹底するとともに、適宜立入検査を実施し、実態の把握に努める。

イ 保管事業者に対し、全ての高濃度PCB廃棄物を処分したとき、及び全てのPCB廃棄物を処分したときの届出を行うよう必要な指導を行う。

所有事業者に対し、全ての高濃度PCB使用製品を廃棄したときの届出を行うよう必要な指導を行う。

ウ PCB特措法による届出義務があるにもかかわらず未届出となっているPCB廃棄物や将来PCB廃棄物となりうる使用中の機器が存在する可能性がある。それらのPCB廃棄物や未処理のPCB使用製品全体が計画的に処理されるよう、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、県内の未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査（以下「掘り起こし調査」という。）を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、処分期間までに、かつ、一日も早くJESCOへの処理委託が行われるよう必要な指導を行う。掘り起こし調査については、国が作成した「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）」等を活用して実施する。

また、電気保安関係等の事業者に対して未届出のPCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請する等、PCB廃棄物や使用中の機器の把握の徹底に向けた取組を実施するものとする。

エ 自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保管・所有実態を確実に調査し、率先して処分委託・廃棄に努めることとする。

また、低濃度PCBを含む可能性がある機器等については、PCB濃度等の確認を確実に行うとともに、早期に低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去を行うこととする。

なお、県は、県内市町に対しても同様な措置を求めることとする。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

PCB廃棄物の処理を巡る安全性の確保については、保管事業場での保管、収集運搬及び広域処理施設での処分の各段階での安全性の確保が必要である。このため、県及び金沢市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- ア 保管における安全性の確保については、P C B廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、保管事業者に対し、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう周知、指導を行うほか、P C Bの環境中への漏洩が懸念される事業場に対しては、適宜、立入検査を実施し、必要な指導を行う。
- イ P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のため、必要に応じて、保管事業者、所有事業者、高濃度P C B廃棄物の疑いのある物を保管している事業者及び高濃度P C B使用製品の疑いのある物を所有している事業者に対し、報告徴収（P C B特措法第 24 条（法 19 条において読み替えて準用する場合を含む。））又は立入検査（P C B特措法第 25 条（法 19 条において読み替えて準用する場合を含む。））を行うとともに、必要に応じて保管状況等の改善を指導する。
- ウ 保管事業者に対し、P C B廃棄物の処理を委託し、最終処分が完了するまでは、保管事業者に一定の責任（排出事業者責任）があることから、処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう必要な指導を行う。
- エ 保管事業者や関係者に対し、P C B廃棄物の保管場所の移動、承継、譲渡し及び譲受けに関して、P C B特措法を遵守するよう必要な指導を行う。
- オ 所有事業者に対し、P C B使用製品からP C Bが漏洩、飛散又は当該製品が紛失しないよう適正な管理と、代替品への転換など、早期に確実なP C B使用製品の廃棄又はP C B使用製品からのP C Bの除去が実施されるよう必要な指導を行う。
- カ 高濃度P C B廃棄物の保管事業者及び高濃度P C B使用製品の所有事業者に対し、講習会や立入検査等を通じて、高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品のJ E S C Oへの速やかな機器等登録・搬入荷姿登録の実施や処理時期の確認など、P C B特措法で定められた処分期間内に計画的かつ確実に処分が行われるよう必要な指導を行う。
また、特例処分期限日の適用を受けた保管事業者及び所有事業者に対し、確実に特例処分期限日までにJ E S C Oに処分を委託するよう必要な指導を行う。
- キ 多量保管事業者に対し、高濃度P C B廃棄物の処理計画を策定し、石川県知事又は金沢市長に提出するよう必要な指導を行う。
- ク 保管事業者がP C B廃棄物を処分期間内（高濃度P C B廃棄物において、特例処分期限日の適用を受けた場合は、特例処分期限日まで）に処分しなかった場合には、保管事業者に対し、必要に応じ、P C B廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることにより、確実な処理を推進する。（P C B特措法第 12 条（法 15 条において読み替えて準用する場合を含む。））
- ケ 高濃度P C B廃棄物の保管事業者及び収集運搬業者に対し、収集運搬における安全性の確保について、国が定めた「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」に沿って、必要な指導を行う。
また、「北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領」及びJ E S C Oの受入基準等に基づき、安全かつ効率的な収集運搬について必要な指導を行う。
- コ 高濃度P C B廃棄物の処分における安全性の確保については、県及び金沢市は、北海道、室蘭市及び関係都県による広域協議会に参画し、P C B廃棄物の処分に係る安全性の確保に努める。
- サ 低濃度P C B廃棄物の保管事業者及び低濃度P C B使用製品の所有事業者に対し、低濃度P C B廃棄物及び低濃度P C B使用製品を、環境大臣による無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設において、P C B特措法で定められた処分期間内に処分が実施されるよう必要な指導を行う。

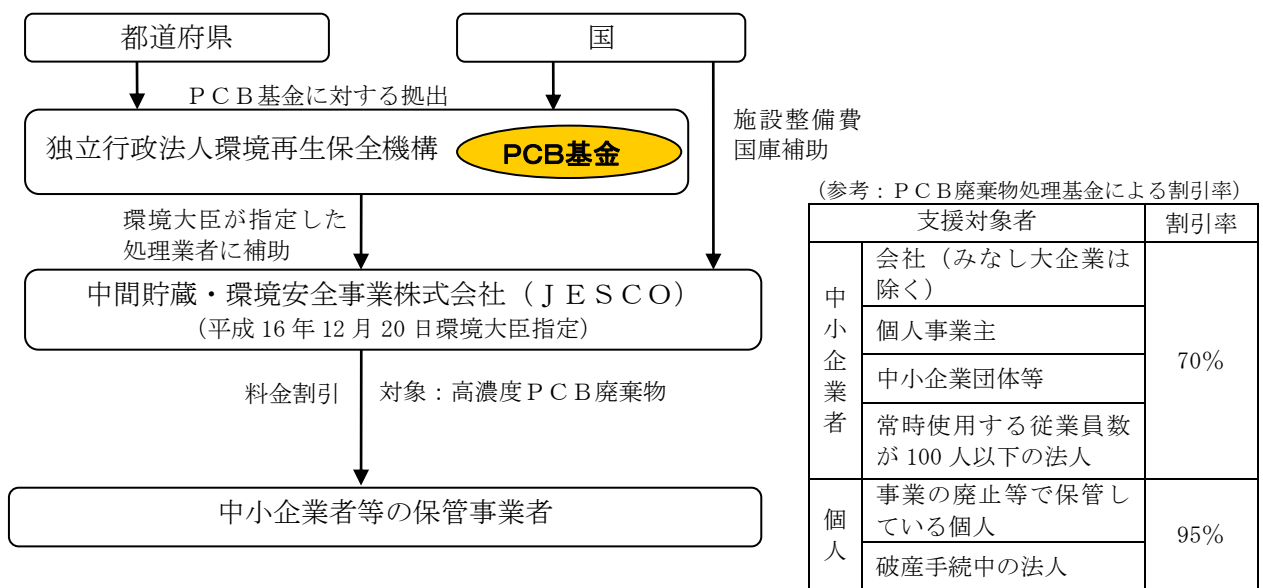
シ 低濃度PCB廃棄物の保管事業者及び収集運搬業者に対し、収集運搬における安全性の確保について、国が定めた「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に沿って必要な指導を行う。

ス 電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品（以下「PCB使用電気工作物」という。）の所有事業者に対し、PCB使用電気工作物について、電気事業法電気関係報告規則（昭和40年通産省令第54号）に基づく報告情報を所有する中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署等と連携し、早期の使用中止及びPCB特措法で定められた処分期間内の計画的な処理が実施されるよう必要な指導を行う。

（3）高濃度PCB廃棄物の処理に対する支援

高濃度PCB廃棄物については、保管事業者に対しPCB特措法により定められた処分期間内での処分が義務づけられたこと、また、長期間にわたって適正に処理する方途がなく、保管事業者が長期間の保管という負担を強いられてきた歴史に鑑み、国及び都道府県は、PCB廃棄物処理基金を造成し、中小企業者等が高濃度PCB廃棄物を処分する際に要した費用の一部を補助することとしている。県においても平成13年度以来、毎年度、基金に拠出している。PCB廃棄物処理基金による中小企業者等への支援の仕組みについては、図2のとおりである。

図2 高濃度PCB廃棄物処理基金による中小企業者等への支援の仕組み



（4）関係機関との連携

ア 北海道事業における高濃度PCB廃棄物の計画的な処理の推進にあたっては、県及び金沢市は、広域協議会の場を活用し、北海道、関係都県及び政令市との間で早期処理に向けた指導のノウハウの共有など情報交換、連携をさらに強化していくとともに互いに処理の進捗を確認していくこととする。

また、北海道地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会の場を活用などによる、早期処理の促進に向けた関係者等との連携強化、情報共有、普及啓発等を図っていくこととする。

イ 現在使用中のPCB使用製品については、電気事業法電気関係報告規則に基づき、各産業保安監督部がその使用状況を把握していることから、将来発生すると予想されるP

ＣＢ廃棄物を把握するために、県及び金沢市は、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署と連携し、情報の共有に努めるものとする。

ウ 県内のＰＣＢ廃棄物の処理に係る指導を統一的に実施するために、県は、金沢市と十分に協力するものとする。

エ 収集運搬における緊急時について、県は、市町、警察、消防等の関係機関と連携し、早急に適正な対処に当たるものとする。

(5) 情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策

国、都道府県及び市町村は、ＰＣＢ廃棄物の適正処理を推進するため、国民、保管事業者及びＰＣＢ製造事業者等の理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。（ＰＣＢ特措法第5条第3項）

県内においても、ＰＣＢ廃棄物の保管が長期化し、その処理について不安が生じるおそれがあるため、県及び金沢市は、ＰＣＢに関する情報について積極的に提供する必要がある。

ア ＰＣＢ廃棄物の処理に係る情報の収集及び公開

保管事業者及び所有事業者から届け出されたＰＣＢ廃棄物等の保管及び処分の状況等に関する情報について、県民その他の関係者が自由に閲覧できるようにするため、処理の進捗状況等について、県のホームページを活用し、積極的に情報を提供する。

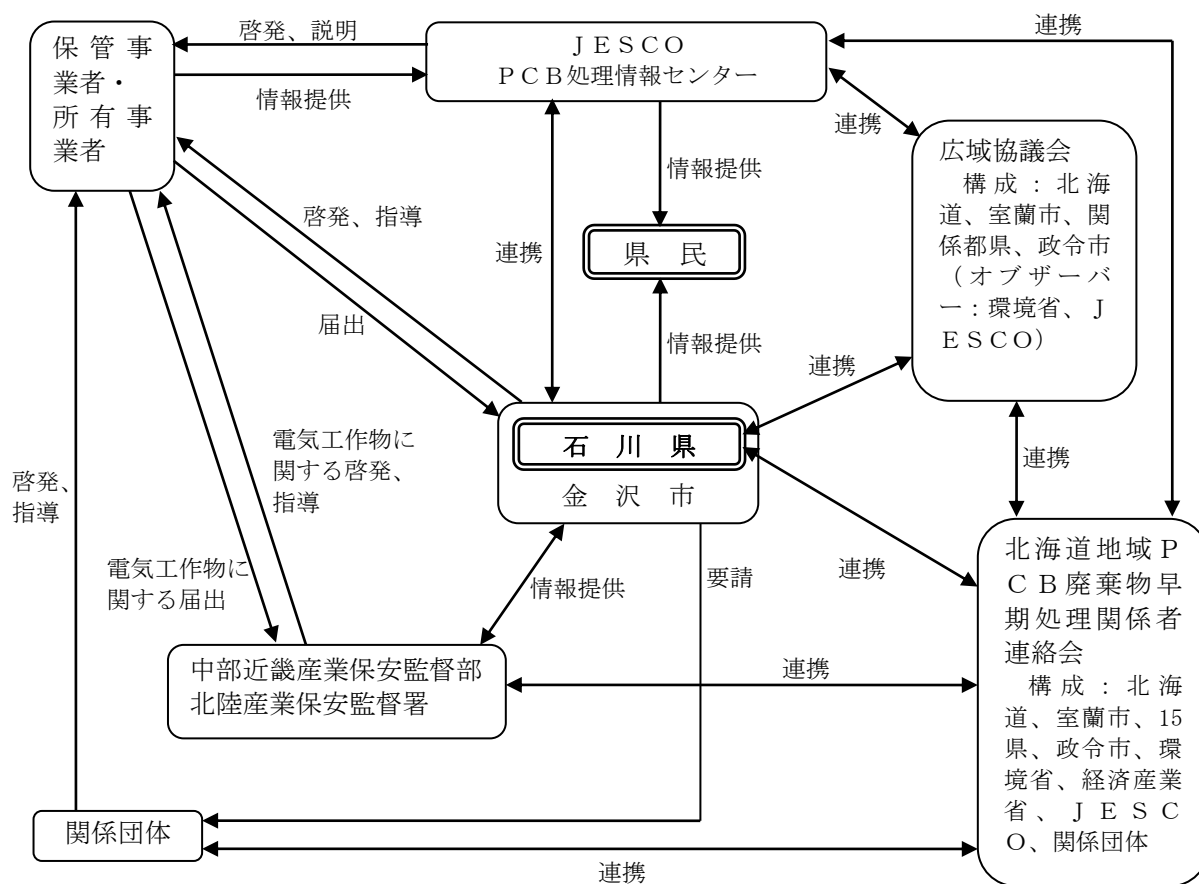
また、ＪＥＳＣＯが北海道室蘭市内に設置するＰＣＢ処理情報センターにおいて、処理施設の運転状況、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理実績、ＰＣＢ運搬車両の運行状況及び環境モニタリング等の情報が一元的に管理するシステムが設けられ、当該情報は見学者等に公開されるとともに、同社のホームページによりＰＣＢ関連情報が発信されていることから、県のホームページを活用し、積極的に情報を提供していく。

イ ＰＣＢ廃棄物の処理に係る総合的な普及啓発の実施

ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、県民、保管事業者及び所有事業者の理解と協力が不可欠である。これまでもＰＣＢ廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るためのパンフレットを配布、説明会の開催などによる普及啓発を行ってきたが、今後も引き続き、県のホームページや市町への情報提供などを通じ、ＰＣＢ廃棄物の処理に関する正しい情報を広く提供し、県民や事業者の理解を深めていく。

また、電気保安関係等の事業者の関係団体に対し会員企業等、関係する保管事業者及び所有事業者におけるＰＣＢ廃棄物の安全かつ適正な処理について、啓発、指導を行うなどの協力を要請する。これら各関係機関の相互協力関係は、図3のように図示される。

図3 PCB廃棄物及びPCB使用製品の処理に係る相互協力関係



関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品（次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の理解を深めるよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第11条 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）

第12条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第10条第1項又は第3項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

第15条 第8条第1項、第9条、第10条第2項、第11条及び第12条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。（略）

第19条 第8条第1項、第9条、第10条第2項及び第4項、第11条、第16条、第24条並びに第25条の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について準用する。（略）

（関係者相互の連携及び協力）

第23条 環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（報告の徴収）

第24条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、保管事業者又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査等）

第25条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で取去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 保管事業者の役割

ア 保管事業者は、PCB特措法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてPCB廃棄物を適正に処理しなければならない。また、保管事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、PCB廃棄物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い漏洩、飛散又は紛失しないよう適正に保管しなければならない。

イ 保管事業者は、毎年度、PCB廃棄物の保管等の状況に関し、石川県知事又は金沢市長に届け出なければならない。（PCB特措法第8条第1項（法第15条において読み替えて準用する場合を含む。））

ウ 全てのPCB廃棄物を処分した保管事業者は、石川県知事又は金沢市長に届け出なければならない。（PCB特措法第10条第2項（法第15条において読み替えて準用する場合を含む。））

エ 保管事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、その保管事業者の地位を承継する。（PCB特措法第16条第1項）

保管事業者の地位を承継した者は、その旨を石川県知事又は金沢市長に届け出なければならない。（PCB特措法第16条第2項）

オ 何人も、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして

石川県知事又は金沢市長が認める場合等を除き、P C B廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。（P C B特措法第 17 条）

カ 保管事業者は、P C B廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するため、国、県及び金沢市が実施する施策に協力するものとする。

キ 北海道事業の処分期間は、大型変圧器・コンデンサー等が令和 4 年 3 月まで、安定器及び汚染物等が令和 5 年 3 月までとなっていることから、保管事業者は、北海道事業の処理対象となっている高濃度 P C B廃棄物について、速やかな機器等登録・搬入荷姿登録に努め、処分期間までに処分しなければならない。（P C B特措法第 10 条第 1 項）

なお、特例処分期限日の適用を受ける場合は、確実に特例処分期限日までに J E S C O に処分を委託することを約した契約書の写し等を、石川県知事又は金沢市長に届け出なければならない。（P C B特措法第 10 条第 3 項）

ク 高濃度 P C B廃棄物の保管事業者は、保管場所を変更してはならない。ただし、高濃度 P C B廃棄物の保管場所を J E S C O の事業区域内で変更し、変更前の保管場所を管轄する石川県知事又は金沢市長及び変更後の保管場所を管轄する都道府県知事等に届け出た場合、又は、環境大臣による確認を受けた場合はこの限りではない。（P C B特措法第 8 条第 2 項）

ケ 多量保管事業者は、J E S C O と連絡調整のうえ、自社の P C B廃棄物の処理計画を策定し、石川県知事又は金沢市長に提出するものとする。

コ 低濃度 P C B廃棄物の保管事業者は、低濃度 P C B廃棄物を、令和 9 年 3 月までに処分しなければならない。（P C B特措法第 14 条）

サ 低濃度 P C B廃棄物の保管事業者は、保管場所を変更した場合は、変更の直前の保管場所を管轄する石川県知事又は金沢市長及び変更後の保管場所を管轄する都道府県知事等に届け出なければならない。（P C B特措法施行規則第 21 条）

関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（事業者の責務）

第 3 条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない。

2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。

3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

（保管等の届出）

第 8 条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生することを含む。第 2 6 条第 2 項及び第 3 項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合はこの限りではない。

（期間内の処分）

第 1 0 条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ご

とに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第1項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所

ハ ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

4 前項第2号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第14条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

（承継）

第16条 保管事業者について相続、合併又は分割（その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、その保管事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により保管事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第17条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲渡し、又は譲り受けてはならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第26条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2～3 （略）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

第21条 保管事業者等は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更の日から10日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第12条の2

1 (略)

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3～7 (略)

8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。(略)

9～14 (略)

3 所有事業者の役割

ア 所有事業者は、PCB使用製品からPCBが漏洩、飛散又は当該製品が紛失しないよう適正に管理するとともに、代替品への転換を進め、確実に、PCB使用製品を廃棄し、又はPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならない。

イ 使用中のPCB使用製品は将来的には必ず廃棄物となることから、所有事業者は、PCB特措法の趣旨に鑑み、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するため、国、県及び金沢市が実施する施策に協力するものとする。

ウ PCB汚染の可能性がある電気機器等を所有している事業者は、銘板、型式及び製造年の確認、絶縁油中のPCB濃度の測定等により、PCBにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

エ 高濃度PCB使用製品の所有事業者は、毎年度、高濃度PCB使用製品の廃棄の見込み等に関し、石川県知事又は金沢市長に届け出なければならない。(PCB特措法第8条第1項(法第19条において読み替えて準用するもの))

オ 高濃度PCB使用製品の所有事業者は、高濃度PCB使用製品を、処分期間内に廃棄しなければならない。(PCB特措法第18条第1項)

なお、特例処分期限日の適用を受ける場合は、確実に特例処分期限日までにJESCOに処分を委託することを約した契約書の写し等を、石川県知事又は金沢市長に届け出なければならない。(PCB特措法第18条第2項)

処分期間内に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品(電気事業法の電気工作物を除く。)については、これを高濃度PCB廃棄物とみなして、PCB特措法及び廃棄物処理法の規定を適用することとなったことに留意する必要がある。(PCB特措法第18条第3項)

カ 全ての高濃度PCB使用製品を廃棄した所有事業者は、石川県知事又は金沢市長に届け出なければならない。(PCB特措法第10条第2項(法第19条において読み替えて

準用するもの))

キ 低濃度PCB使用製品の所有事業者は、エと同様、毎年度、低濃度PCB使用製品の廃棄の見込み等に関し、石川県知事又は金沢市長に届出するよう努めるものとする。

ク PCB使用電気工作物については、上記のエ～キに関わらず、次のとおりとする。

(PCB特措法第20条第1項及び電気事業法電気関係報告規則(昭和40年通産省令第54号)第4条の2)

- ・ 所有事業者は、毎年度、高濃度PCB使用電気工作物の使用及び廃止の状況に関し、中部近畿産業保安監督部長に届け出なければならない。
- ・ 所有事業者は、高濃度及び低濃度PCB使用電気工作物を廃止したときは、遅滞なく、中部近畿産業保安監督部長に届け出なければならない。また、廃止したPCB使用電気工作物を保管する場合は、第4章2における「保管事業者の役割」に基づき、必要な措置を行うものとする。
- ・ 特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度PCB使用電気工作物については、これを高濃度PCB廃棄物とみなして、PCB特措法及び廃棄物処理法の規定が適用される。(PCB特措法第20条第2項)

関係法令(抄)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)

第18条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

一 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所

ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

3 処分期間内(前項に規定する所有事業者にあっては、特例処分期限日まで)に廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

4 所有事業者が、第2項第2号の規定による届出を行った場合において、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、第10条第3項第2号の規定による届出を行った保管事業者とみなす。

第20条 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。)については、前二条の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

2 特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

電気事業法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十七 (略)

十八 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)をいう。

2、3 (略)

電気事業法電気関係報告規則

(ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出)

第4条の2 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者(以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長(次項において「管轄産業保安監督部長」という。)へ届け出なければならない。

届出を要する場合	様式番号	届出期限
一 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合(直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。)	様式第十三の二	判明した後遅滞なく
二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所(法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地)に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合	様式第十三の三	変更の後遅滞なく
三 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合	様式第十三の四	廃止の後遅滞なく
四 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	様式第十三の五	事故の発生後可能な限り速やかに

2 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について、毎年度の管理の状況(以下この条において「管理状況」という。)を翌年度の6月30日までに、様式第十三の六により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。

4 収集運搬業者の役割

ア 収集運搬業者は、廃棄物処理法その他の関係法令に定められているPCB廃棄物の収集・運搬の基準、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」及びJESCOの

受入基準等の定めを遵守するとともに、P C B廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、県及び金沢市が実施する施策に協力するものとする。

イ 収集運搬業者は、P C B廃棄物を効率的に収集運搬するため、積替え・保管施設の整備に努めるものとする。

5 その他関係者の役割

P C B使用製品を製造した者は、保管事業者又は所有事業者に対し、P C Bの使用の有無を判断するために必要な情報の提供に努め、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国、県及び金沢市の施策に協力するものとする。

関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務）

第4条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

第5章 その他必要な事項

1 北海道広域処理施設が立地する地元地方公共団体への協力

北海道広域処理施設が立地する北海道及び室蘭市が、高濃度PCB廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地元地域の重要な貢献を認識し、可能な限り高濃度PCB廃棄物の円滑な処理に協力するとともに、保管事業者に対し、適宜、北海道広域処理施設における処理状況の現地確認の実施などを求めるものとする。

2 使用中の低濃度PCB使用製品に係る必要な制度的措置

使用中の低濃度PCB使用製品について、早期に使用を中止し処理がなされるよう、国に対し、必要な制度的措置を要望していくこととする。

3 不法投棄の未然防止対策

不法投棄の未然防止のため事業者等への周知徹底や不法投棄の監視活動に努めるものとする。

特にPCB廃棄物は工場等の建築物の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、PCB廃棄物が他の産業廃棄物に混在することのないように解体業者等に対してPCB廃棄物の適正処理について周知啓発に努めるものとする。

また、不法投棄等の不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法及びPCB特措法に基づき厳正に対処するものとする。

4 広域的な連携によるリサイクルの推進

北海道事業では、PCB廃棄物の処理残さ等について、地元の産業などを活用したリサイクルの推進が求められている。このため、北海道、室蘭市及び関係都県は、各都道県における環境産業などを活用したリサイクルの推進について広域的に連携し、情報交換等の取組を行うこととする。